

甲 9

拒絶査定

特許出願の番号	特願2009-240990
起案日	平成25年10月 8日
特許庁審査官	▲高▼橋 祐介 9128 2D00
発明の名称	河川などに堆積した土砂の流下を促進させる方法 。
特許出願人	杉村 和高

この出願については、平成25年 5月31日付け拒絶理由通知書に記載した理由によって、拒絶をすべきものです。

なお、意見書及び手続補正書の内容を検討しましたが、拒絶理由を覆すに足りる根拠が見いだせません。

備考

・出願人は「本願請求項1に係る発明においては、その設置場所を流れの中央あるいは流芯である事を必要としません。」（意見書1ページ下から7-5行）、「本願請求項1に係る発明においてはその設置場所を河川の中央に限らないのです。」（意見書2ページ26-27行）等と主張するが、本願請求項1には、杭あるいは柱の「設置場所」についての限定はなく、本願請求項1に係る発明は、「その設置場所を流れの中央あるいは流芯である事」も包含することになるから、出願人の該主張は、特許請求の範囲の記載に基づかないものである。また、引用文献1（特公昭33-003088号公報）に記載されているように、土砂の流下を促進させる手段（硬質の資材）が記載されているから、その設置場所を河川の流れの中央あるいは流芯以外の所にも設けてみようとすることは、当業者であれば、容易に思い付く程度の技術事項である。

・出願人は「本願請求項1に係る発明においては、列柱状の柱や杭によって区分された左右の流れが交互に交流しても問題はありません。…これは、本願請求項1に係る発明が自然現象を模倣したものであり、自然の河川においては、石や岩が必ずしも連続して存在しているとは限らない」（意見書2ページ1-5行）、と主張するが、補正後の本願請求項1に係る発明は「杭あるいは柱を…連続して列柱状に設置固定」したものとなったから、該主張は、特許請求の範囲の記載に基づかないものである。

・出願人は「本願請求項1に係る発明では、「杭」あるいは「柱」の設置におい

で、水の流下方向への連続性が重要です。」（意見書2ページ30-31行）と主張するが、引用文献1には、硬質な資材（河床心堤3）を連続して設置固定したことが記載されている。

・出願人は「引用文献3（特開平11-256548号公報）の発明においても、その構造物に「杭」が含まれていますが、上述（11）（引用文献2（特開昭57-205626号公報）参照）と同様に、「杭」と共にその他の構造も必要としています。また、その目的は川床の保全であり、川床の土砂の流下を促進させるものではありません。」（意見書3ページ下から10-8行）と主張するが、引用文献2, 3を引用したのは、水の流れの中に構築される硬質な資材（水制工）として、杭あるいは柱が周知慣用であることを示したにすぎず、引用文献1記載の発明に周知慣用技術を適用するのに何ら困難性はない。

引用文献一覧

1. 特公昭33-003088号公報
2. 特開昭57-205626号公報
3. 特開平11-256548号公報

この査定に不服があるときは、この査定の謄本の送達があった日から3月以内（在外者にあつては、4月以内）に、特許庁長官に対して、審判を請求することができます（特許法第121条第1項）。

（行政事件訴訟法第46条第2項に基づく教示）

この査定に対しては取消訴訟を提起することはできません。この査定についての審判請求に対する審決に対してのみ取消訴訟を提起することができます（特許法第178条第6項）。

上記はファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。

認証日 平成25年10月15日 経済産業事務官 清野 貴明

